

議長（志村 忠昭）

これをもって、6番、村岡議員の質問は終わります。

次に、5番、隅岡美子君。

議員（隅岡 美子）

5番、隅岡美子通告に従いまして順次一般質問を致します。

18歳からの選挙権行使についてであります。

18歳から投票ができるようにする公職選挙法改正案が、成立される見通しであります。

海外では、下院の選挙権年齢は、「18歳以上」が主流。

ようやく日本も国際基準に迫いついたようであります。

来年夏の参議院から実施の予定ですが、改正法が公布されてから、ある程度（1年）の周知期間も必要となります。

法案の成立日や、参院選の日程がどうなるかなど、不明確なため、結論は、はっきりしていないのが現状であります。

参院選からの実現となれば、来年18歳、19歳を迎える現在の高校2、3年生らが、未成年者による投票を初体験できることとなります。

「責任を十分に果たせるのか」との戸惑いもあるのではないかと思います。

今後、有権者としての意識を育む教育がきちんとされたならば、若者の政治離れに歯止めをかける効果が期待できると思っております。

そこでお尋ねを致します。

小・中学生の時から、政治に対して興味を持てるように、教育について、今後どのように実施をしていくのか。

一つ、実際の国政選挙を用いた模擬投票などの経験も実施していく必要性があると思っておりますが、今後の計画をお示してください。

以上で一般質問を終わります。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡美子議員のご質問の「18歳からの選挙権行使について」お答えをしてみたいです。

18歳以上に選挙権を付与することに関しましては何年か前に国民投票を行う際の投票年齢を18歳以上と法律にて決めました。

その後、普通選挙施行における選挙権年齢はどうするのか、成人という定義の年齢はどうなるのか議論がされてきました。

そんな中で、今国会にて、選挙権年齢を18歳まで下げることになりました。

この件に関して、いろいろご意見もあろうかと思いますが、選挙の投票率が年々低下傾向にある中で、投票人口増加につながるのではないかと思慮いたしますので、よいことではないのでしょうか。

また政治に関心を持つ子どもたちが増えることを願っております。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、詳しくは教育長より答弁してまいります。

教育長（田尾 勝）

隅岡美子議員の18歳からの選挙権行使についての質問にお答えします。

選挙権を持つ年齢を引き下げる公職選挙法の改正案が成立する見通しであり、実施にあたっては、有権者としての意識を育む教育が期待されていることは、議員ご指摘の通りであります。

法の改正に伴い、関連する法令・条例がどのように変わるのか。

また該当する段階でもある高校教育の在り方に変化はあるのか。

今後の動静を見極める必要があると思いますが、今回は小中学校の教育に特化して回答させていただきます。

教育基本法第14条には政治教育「良識ある公民としての必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とあります。

また、中学校社会科の教科目標には「我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を培う」とあります。

そして、中学校3年生で学習する公民的分野の目標は「個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由と権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民としての必要な基礎的教養を培う」とあり、こうした目標が達成できるよう学校では、日常実践が行われています。

こうした系統的な取組によって、公民的資質の基礎が積み上がり、有権者としての意識が高まるものだと考えております。

そのため、選挙年齢の引き下げが行われることで、小・中学校においては、新たに計画を立てて進めるというのではなく、今ある社会科の授業などが知識注入型、仕組みや制度を覚えるだけの授業ではなく、行動につながるよう実社会と直接かかわりあう場を確保したり、シミュレーションなどの体験・参加型の授業を展開したりするなど、社会・政治などに興味・関心を高める授業改善が進められることが大切ではないかと考えております。

また、毎年実施している「子ども議会などの活動」、「租税教室」、「町広報」、「議会報」などが有効に活用されたり、校内の生徒会や児童会の自治的な活動などを再度見直したりして、社会とかかわりながら主体性を引き出す教育活動を実施させることが大切だと考えます。

なお、中学校においては、生徒会役員選挙には、選挙管理委員会を組織し、立候補、選挙活動、立会演説会など、そして実際の投票箱を活用しての投票行動を行う現実社会に近い形で今現在活動を行っています。

有権者意識を育てるということを見通し、学校現場のこうした取組を奨励し、子どもたちによる自治活動がひな形となって、実社会の担い手を育てられる環

境づくりができるよう教育委員会として学校現場へ情報提供などの支援と助言をしたいと思っています。

以上で、隅岡議員の選挙権についての質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、隅岡議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長からありましたが、隅岡議員、再質問があればお受けいたします。

議員（隅岡 美子）

まだまだ、実は明日参議院に送られると聞いております。

そして今教育長からお話があったように小中学校ではこの様にしておる。

また私も再質問の中で言おうかなと思ったんですけど、子ども議会、毎年しているところは本当にこれはいい教育の場であると、18歳に選挙していくといういい場であると思っています。

そしてまた小中学生の段階からこういった流れをつくって18歳に繋げていくということに期待をしたいと思っています。

また子ども達の職業の欄の中にパティシエとかお花屋さんとかケーキ職人とかそういったなりたい職業のところに政治家になりたいという職業はありませんけれども、こういった流れの中で子ども達が政治家になって世の中のために働きたいとそういった気持ちを持っていくのでないかなってこのように思っております。

そしてまたそういった意味から先程言われましたように生徒会活動も活発化に今後していただきたいし、ぜひ子どもたちにもボランティア活動を体験をさせていただけたらなとこのように思っています。

これは要望でございます。

なにぶん長期的な問題でありますので、慎重にこれからもしていきたいなどこのように思っております。

これからもよろしく願いいたします。

以上です。